

令和6年度調達等合理化計画 自己評価

No.1

計画内容

○一者応札の見直し

一者応札について、令和5年度は令和4年度と比較し、競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の割合は、件数割合・金額割合ともに減少しているが、引き続き以下の項目について重点的に取組むことで、競争性、透明性の確保に努める。

- ① 仕様書についての幅広い意見の聴取
- ② 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保
- ③ 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聴き取り
- ④ 公平性を保ったうえでの受注可能業者の調査
- ⑤ 発注見通しの早期発信

評価指標

【競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の割合】

一者応札件数割合(30.8%)、一者応札金額割合(22.1%)

自己評価

○実施した取組内容及びその効果

前回契約が一者応札となった案件については、入札不参加であった業者への聴き取り結果を踏まえ、公平性に配慮したうえで業者への積極的な声掛けを行うとともに、受注可能業者を調査し、仕様等に関して幅広く意見を聴取するなどの取組を行った。

また、入札手続きや履行開始日までの準備等を円滑に実施できるよう、当該年度における発注の見通しを当機構ホームページで情報発信するとともに、公告期間及び業務等準備期間の十分な確保に努めた。

以上により、令和5年度と比較して、競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の割合は、件数割合(34.7%⇒30.8%)、金額割合(37.1%⇒22.1%)ともに減少している。

○目標の達成状況

計画した取組内容は着実に実施されており、競争性、透明性の確保について、効果、成果があったものとする。

○実施において明らかになった課題と今後の対応方針

人員確保の困難さや、一部の地方教育施設における契約では、施設の立地条件も影響し、参加業者が限定される状況が見受けられた。入札参加者の確保が困難な状況であっても、新規参加者獲得のための市場調査と積極的な声掛けの実施、発注見通しについての早期情報発信や、公告期間及び業務等準備期間の十分な確保を徹底することが重要であるため、本取組を継続的に行う。

備 考

令和6年度調達等合理化計画 自己評価

No.2

計画内容	○随意契約に関する内部統制の確立 競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、調達内容を十分把握し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認のうえ、事前に契約事務の執行に携わらない監査室により内部審査を受けるとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会において事後点検を実施する。
評価指標	【検討・実施結果】 随意契約を行おうとする全案件において、随意契約ができる具体的なケースに照らし、事前の監査室の内部審査と、契約監視委員会の事後点検により、公正性、透明性を確保した合理的な調達を実施した。
自己評価	○実施した取組内容及びその効果 新たに随意契約を締結する案件を含め、全随意契約の案件において、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日総務省行政管理局)に基づき、随意契約理由を会計規程等により明確化したうえで、監査室による内部審査を受けることで、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。 ○目標の達成状況 監査室により内部審査体制の確立及び事前審査を実施するとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会により事後点検及び見直しを実施し、公正性、透明性を確保した。 ○実施において明らかになった課題と今後の対応方針 今後も、調達内容を十分把握し、前記取組を徹底する。
備 考	

令和6年度調達等合理化計画 自己評価

No.3

計画内容

○不祥事の発生の未然防止のための取組

契約業務について、会計検査院等が指摘した不適切事例の把握に努めるとともに、各施設の契約に係る責任者や実務担当者に対する具体例をもとにした研修の実施や、機構会議等の機会を活用し、内部監査結果を組織全体で共有することで、内部統制の体制を強化する。

評価指標

【検討・実施結果】

新任次長を対象とした研修や、総務・管理系職員実務研修において、会計検査院等の指摘事項や実務上で生じた不適切事例を交えて適切な契約事務の履行に係る留意事項を共有するとともに、機構会議等の機会を活用し、内部監査結果についても組織内で共有を図ることで、内部統制の体制強化及び契約業務の適正化を図っている。

自己評価

○実施した取組内容及びその効果

1. 機構会議(令和6年5月16日～5月17日)

全国27施設の所長及び機構本部の役員・部長・課長が参加する機構会議において、内部監査で確認された不適切事例を共有することで、適切な契約事務の履行について周知徹底を図った。

2. 新任次長研修(令和6年4月17日～4月19日)

新規着任の各施設次長を対象に、契約責任者としての役割など遺漏があってはならない基本的な事項に加え、履行確認の重要性について、会計検査院の指摘や、その他事例を具体的に示して周知徹底を図った。

3. 総務・管理系職員実務研修(令和6年12月11日)

全国27施設の総務・管理系業務を担う実務担当者向けの研修において、履行確認や仕様書策定時の留意点等、実務者レベルの内容について、不適切事例を具体的に示して周知徹底を図った。

○目標の達成状況

前記取組の実施により、内部統制の体制強化及び契約業務の適正化を図った。

○実施において明らかになった課題と今後の対応方針

当機構は全国に教育施設が所在しているため、各施設の契約に係る責任者や実務担当者が参集する場において、注意喚起を図ることが、内部統制上重要であることから、本取組を継続的に行う。

備 考